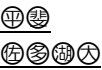


手続きガイド（転出） 出雲市外へ引越しします。

R6. 6 改訂

○印が付いているものは、必ず手続きしてください。 レ印が付いているものは、既に終了した手続きです。 それ以外のものは、該当の場合に手続きしてください。		本庁	行政センター ㊦平田・㊧佐田 ㊨多伎・㊩湖陵 ㊪大社・㊫斐川
住民登録	☑転出届 □本籍を変えたい → 転籍届 □印鑑登録をしている → 印鑑登録証の返却（ ） □転出の特例を受ける人は、転入時にマイナンバーカードまたは住基カードを持っていき、暗証番号の入力があります → 転出予定日から30日以内に手続きが必要です □マイナンバーカードまたは住基カードを持っている → 転入先で継続利用が可能（転入先で申請が必要です） □転出者を含む世帯員がマイナンバーカードを持っている → 転出予定日が過ぎるまでコンビニ交付サービスを使用できません □転出届を出したが、住民票が必要になった → 転出予定日より前ならば、窓口で交付可能（※転出証明書の提示が必要です/土日窓口では交付できません） □転出届を出したが、印鑑証明が必要になった → 転出予定日より前ならば、窓口で交付可能（※転出証明書及び印鑑登録証の提示が必要です/土日窓口では交付できません） □転出を取りやめた → 転出取消届（※転出証明書が必要です/土日窓口では受付できません） □マイナンバーカードの申請をしたが受け取っていない → 転入先で再度申請が必要です（出雲市では受取ができません） ～マイナンバーカードをお持ちの方へ～ <u>新住所地での転入手続きの際に、カードをお持ちください</u> ～国外へ転出される方へ～ □国外へ転出する → マイナンバーカードの国外継続利用手続きが必要です □帰国後、市区町村への転入時には以下の書類が必要になります → ①帰国日の記載のあるパスポート（帰国時にパスポートに帰国印を押してもらってください＝航空チケットやWEB画面でも可） ②<u>本籍地以外への転入は戸籍謄本・戸籍の附票が必要になります</u>	市民課 （1階）	㊦㊧ ㊨㊩㊪㊫ 市民サービス課
国保・年金	□国民健康保険に加入している → 保険証の返却もしくは有効期限の訂正 → 学生用保険証の交付を希望される場合は申請手続き ※該当世帯のみ → 特定同一世帯所属者異動連絡票の受け取り、旧被扶養者異動連絡票の受け取り ※同一世帯で国民健康保険の限度額適用認定証の交付を受けている方 → 認定証の差し替え及び適用区分の変更がある場合があります □後期高齢者医療に加入している → 保険証等の返却もしくは有効期限の訂正 → 負担区分証明書の受け取り □海外へ転出する（国民年金に任意加入したい場合） → 任意加入の手続き （国民年金1号加入中の場合） → 資格喪失の手続き	保険年金課 （1階）	㊦㊧ ㊨㊩㊪㊫ 市民サービス課

裏へ続く

児童福祉	☐ 児童手当 を受けている（職場で受けている公務員は除く）→ 受給資格の消滅手続き ※転出先においても、転出予定日の翌日から 15 日以内に手続きが必要です ※受給者だけ又は児童だけが転出（児童と別居）する場合にも手続きが必要 ☐ 児童手当の対象児童になっている（職場で受けている公務員は除く）→ 住所変更手続き ☐ 児童扶養手当(ひとり親世帯対象) の受給資格がある、又は手当の対象児童になっている → 住所変更手続き ☐ 乳幼児等医療(就学前児を対象) を受けている → 乳幼児等医療資格の喪失手続き、資格証の返却 ☐ 子ども医療(小中学生を対象) を受けている → 子ども医療資格の喪失手続き、資格証の返却 ☐ 県外へ転出する → しまね子育てパスポート（こっころ）の返還手続き	子ども政策課 （1 階）	 市民サービス課
	☐ 保育所 に入所している児童がいる、または入所申込中の児童がいる → 退所手続き及び保育料の精算方法の説明を受ける（※退所届は各保育所に提出） ☐ 幼稚園 に入園している児童がいる → 退園手続き及び預かり保育料の精算方法の説明を受ける（※退園願は各幼稚園に提出） ※転出後も継続して保育所・幼稚園を利用したい場合 → 広域入所の手続き	保育幼稚園課 （1 階）	
健康	☐ 未使用の妊産婦・乳児一般健康診査受診票を持っている → 転出先の自治体で手続きを行ってください。 転出前後に健康増進課で行う手続きはありません。	健康増進課 （1 階）	 市民サービス課
福祉	☐ 障がい者福祉タクシー利用券 を持っている → 利用券の返還 ☐ 障がい福祉サービス の支給決定を受けている → 届出・受給者証の返還 ☐ 福祉医療 を受けている → 資格喪失手続き ☐ 特別児童扶養手当・障がい児福祉手当・特別障がい者手当 を受けている → 住所変更手続き ☐ 自立支援医療受給者証 を持っている → 転出先の市区町村役場で手続き ☐ NHK 受信料 の減免を受けていた → 転出先の市区町村役場で手続き ☐ 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳 を持っている → 転出先の市区町村役場で手続き ☐ 透析にかかる交通費の助成を受けている → 資格喪失手続き	福祉推進課 （1 階）	 市民サービス課
介護	☐ 介護保険証 を持っている → 介護保険証の返却 ☐ 高齢者福祉タクシー利用券 を持っていた → 利用券の返還 ☐ 転出先で介護保険に係る施設に入所する → 介護保険に係る住所地特例等の説明 を受ける ☐ 老老介護生活支援サービス利用券 を持っていた → 利用券の返還 ☐ 65歳以上 である → 介護保険料の説明を受ける	高齢者福祉課 （2 階）	 市民サービス課
税金	☐ 海外に転出する → 転出前に納税義務が生じた税金について、転出後に納税通知書をお送りする場合があります。納税方法などについてご案内しますので、市民税課（または各行政センター市民サービス課）へご相談ください。 ☐ 原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している → ナンバープレートを変更する必要があるため、転出先の市区町村窓口で軽自動車税（種別割）の申告手続きをしてください。ご不明な点があれば、市民税課（または各行政センター市民サービス課）へご相談ください。 ☐ 三輪以上の軽自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車などを所有している → 転出後の手続きについてご案内しますので、市民税課（または各行政センター市民サービス課）へご相談ください。	市民税課 （2 階）	 市民サービス課
	☐ 転出先が海外で、固定資産を保有している → 納税管理人の申告手続き	資産税課 （2 階）	

教 育	□小・中学生の子どもがいる → 転校手続き	教育委員会 学校教育課 (4階)	
生 活	□防災行政無線の戸別受信機を借りていた → 防災行政無線の戸別受信機の返還、脱退届の提出	防災安全課 (3階)	㊦㊧ 地域振興課 ㊦㊨㊩㊪ 市民サービス課
	□原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布を受けている → 安定ヨウ素剤の返却	防災安全課 (3階)	㊦㊩㊪ 市民サービス課
	☐水道の使用を中止する・開始する→閉栓・開栓手続き (インターネットで手続きできます) ※電話での手続きは、TEL:0853-21-3511へ ☐下水道使用料が人数制の世帯であった → 人数変更手続き ※電話で手続きができます TEL:0853-21-3511 ☒斐川地域及び島村町で水道をご利用の方は、 斐川宍道水道企業団で手続きしてください TEL:0853-72-8215 上下水道局  斐川宍道 水道企業団 	上下水道局 (地図参照)	㊦ 東部上下水道事務所 ㊦㊨㊩ 西部上下水道事務所 ㊧ 斐川宍道水道企業団
空 き 家	□居住していた家屋が空き家になる → 空き家の維持・管理及び「いずも空き家バンク」の相談窓口 出雲市建築住宅課 空き家対策室 TEL:0853-21-6210	空き家対策室 (5階)	
市 営 墓 地	□市営墓地の 使用者 である → 使用者の住所変更手続き (変更の届出が必要です)	環境政策課 (4階)	
そ の 他	□郵便物等を新住所に届くようにしたい → 郵便局で転居届の手続き (身分証明書が必要)		郵便局

